慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	価値形態論についての一考察
Sub Title	A study of the form of value
Author	寺出, 道雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1987
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.80, No.1 (1987. 4) ,p.41- 55
JaLC DOI	10.14991/001.19870401-0041
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19870401-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

価値形態論についての一考察

寺出道雄

＜目　次＞

（一）「価値形態論」の純化
（二）いわゆる「価値形態論」
（三）小　括

（一）「価値形態論」の純化

（1）

宇野弘蔵は，その『経済原論』第1章「商品」㈠「商品の二要因――価値と使用価値」を次のようにはじめる。

「商品は，まず第一に種々の人々の手に種々なる物としてありながら質的に一様な，単に量的に異るにすぎないという性質をもっている。われわれはこれを例えば何万円の商品というような表現をもってするが，元来，商品は，単なる財貨と異って物をその物的性質に関係なく一様な質を有するものとする。商品の価値は，先ずかかるものとして現われるのである。価値としての商品は，物としてはいかに異るにしても，すべて同質のものとして計量し得るのであって，その点では個々の商品は全社会の商品の総価値量の幾分子かを分有するものとしてある。(1)」

「価値」に関するこのような定義は，鈴木鴻一郎，日高普氏にも基本的に継承されている。

「商品は，質的に一様で量的に異なるにすぎないものとしてまず価値である。(2)」

「商品は……むろん財ではあるが単なる財ではなく，さまざまな物としてありながらそういう多様な物的性質にかかわりなく，すべてに共通でただ相互に量的に比較できるものをもっている。これが商品の価値である。商品は価値物であるため，物的性質がどれほど異なっていようとすべて同質のものとして計量できるのである。(3)」

ここで，鈴木，日高氏による定義は，一見，宇野の定義よりも明解であるように見える。なぜな

注（1）宇野〔2〕p. 28.
（2）鈴木〔3〕p. 25.
（3）日高〔4〕p. 16.

らば，そこでは，「価値」とは，商品の「質的に一様で量的に異なるにすぎない」性質，「すべてに共通でただ相互に量的に比較できる」性質であることが端的に指摘されているからである。しかしながら，そうした一見しての明解さは，一歩たちいってみると，問題を含んでいることがわかる。

その点は，鈴木，日高氏の定義では，それ自身としてみれば，例えば，商品の「価値」とはその重さのことである，という理解を排除しないことを考えれば明らかであろう。商品は――無体物としての商品の重さをゼロと定義すれば――重さをもつことにおいても「質的に一様で量的に異なるにすぎない」のであり，「すべてに共通でただ相互に量的に比較できる」のである。鈴木，日高氏の定義において，「価値」とは商品の重さのことであるという理解を排除しているものは，明示的な定義なのではなく，「価値」という言葉をきいたときの日常的な語感なのである。事実，鈴木，日高氏の展開においては，そうした日常的な語感に支えられて，商品の「価値」とは，その「質的に一様で量的に異なるにすぎない」，あるいは，「すべてに共通でただ相互に量的に比較できる」性質といっても，それは重さ等々のことではなく，最終的には価格として表現されていくようなそれであることが，いつのまにか論理に導入されていくのである。

とするならば，そこでは，一見，極めて明解な鈴木，日高氏の定義ではなく，「価値」とは，商品の「質的に一様な，単に量的に異るにすぎない」性質といっても，最終的には価格として表現されていくようなそれであることを最初から明示した宇野の定義，あるいはそれをより整理して示す，以下のような大内力氏の定義の方が，実はより明解なものであるということになる。大内氏の定義とは，次のようなものである。

「市場に現われる商品は，……その姿態は千差万別であるが，かならずすべてが価格……をもっている。……このことはすべての商品は，その用途の差にもかかわらず，ここでは質的に同一の，そして量的に比較可能なある要因に通約されており，それが貨幣のある量として表現されているということをいみする。このようなすべての商品に共通の，そして市場において相互に量的に比較されるような性質をわれわれは価値……と名づける。」(4)

商品の「価値」とは，最終的には価格として表現されていくような，商品の質的な同一性なのである。

それでは，さらに，最終的には価格として表現されていくような，商品の質的な同一性とは一体何であろうか。この点を明示しているのは，次のような山口重克氏の定義である。

「商品はその所有者にとって他の何らかの有用な商品と交換されるべき物である。所有者にとっては所有商品には直接の有用性はない。他と交換されうるということがその商品の所有者にとっての有用性なのである。そこで，商品はまず何よりも他の商品との交換性を持つ物であると定義することができる。商品のこの交換性を商品の価値と呼ぶ。これは他の商品を引きつける性質と考えて

(4) 注（4） 大内〔5〕p. 108.

もよい。そのように考えるとすると，……価値の大きさは他の商品を引きつける力の大きさであるということになる。[5]」

もちろん，ここで，「価値」とは，「商品の……交換性」，すなわち「他の商品を引きつける性質」であるといっても，そうした定義は，それ自身としてある種のあいまいさをもっていることはいなめない。しかしながら，そうしたあいまいさは，およそ簡単な定義に不可避のものであろう。そうした点を考慮するなら，宇野以下の展開を検討することによって，ようやく，「価値」とは，「商品の……交換性」，すなわち「他の商品を引きつける性質」であるという，端的な，そしてまた，ある意味で極めて常識的な定義に到達しえたわけである。

しかしながら，そうした端的さは，ここでもまた，一歩たちいってみると，なお検討されなければならない問題を含んでいるのである。

商品は何ゆえに，「他の商品を引きつける性質」としての「価値」をもつのであろうか。

この点は，「価値形態論」に先立って「価値実体論」を展開するマルクスにとっては全く自明のことであった。すなわち，「ある使用価値または財貨が価値をもつのは，ただ抽象的人間労働がそれに対象化または物質化されているからでしかない[6]」のである。

しかしながら，このような問は，「価値形態論」の純化をめざす宇野以下の議論にとっては，けっして，答が自明のものではない。そこでは，原理論の展開の事実上の冒頭におかれる「価値形態論」の展開に先立っては，「価値実体論」は展開されておらず，マルクスのような答を出すことはできないのである。とするならば，「価値形態論」の純化という課題を承認するかぎり[7]，商品は何ゆえに「他の商品を引きつける性質」としての「価値」をもつのか，ということが，その展開にあたって改めて問われなければならないのである。

以下，命名の錯綜による議論の混乱をさけるため，商品の「他の商品を引きつける性質」を，その「価値」とよびかえることを，必要なとき以外はしないでおくとすると，商品はなにゆえに「他の商品を引きつける性質」をもつのかということが問われるのである。

（2）

「価値形態論」は，宇野的に表現するなら，歴史的には共同体と共同体の間に発生した「流通形態」としての商品が，社会の「実体」としての労働=生産過程を全面的に包摂したときに確立されるものとしての資本制社会から，「形態」の側面を純粋に抽出したところに成立する論理であるということになる。そこでは，「形態」の「実体」に対する本来的な外在性が——たとえ，明示的に

注（5） 山口〔6〕p. 15.

（6） Marx〔1〕S. 53, p. 52.

（7） 前稿でみたように，マルクスの「価値実体論」が根拠を欠いたものである以上，その課題は承認しなければならないであろう。拙稿〔8〕p. 102～104 参照。

ではないにせよ，「形態」が「実体」から分離して考察可能であるということ自身において――示されることになるのである。(8)

そして，そのような点からするなら，以下のようなことが注目されなければならないであろう。

すなわち，原理論の展開の事実上の冒頭におかれる「価値形態論」において，商品の「他の商品を引きつける性質」は，商品にとって，その外から，他の商品の所有者によって，与えられる性質であると考えられるしかない，ということである。なぜならば，そこで「形態」が「形態」として「実体」から分離されているはずである以上，商品の「他の商品を引きつける性質」を，その内属性であると把えることは，一般的には，「実体論」の展開に先立つ「実体」の暗黙の前提に帰結するからである。

ここで，宇野自身において，商品が「流通形態」として把握されるといっても，その「価値」が――「価値尺度論」に至って明示されるように――貨幣によって「繰り返して」(9)買われることによって，そこからの乖離を訂正されていく「一定の基準」(10)とされるかぎり，そして，その訂正をなすものが，結局のところ，労働=生産過程でしかありえないとされるかぎり，「価値形態論」において論理に登場する「価値」の概念そのものが，いわば「実体」の影として，「実体」をその背後に暗黙のうちに前提するものとなっていることに注意しなければならないであろう。以下の山口氏の，宇野の「価値尺度論」に対する批判は，その「価値」概念そのものに対する批判として重要である。

「流通関係の背後に生産過程を想定し，それによる『訂正』を持ち出すことによって価値を『交換の基準』としたのでは，折角の流通論独立化の意義を台無しにするおそれがあるのではなかろうか。」(11)

“商品の他の商品を引きつける性質は，実は，ある実体の存在を根拠としているのであるが，(12)今はその実体について明示的には説きえないので，ともかくも何かある種の商品の内属性として把えておく，”というのでは，真に，「価値形態論」を「形態」論として純化したことにはならないのである。

「価値形態論」の純化という課題を承認するかぎり，商品の「他の商品を引きつける性質」の根拠は，それが他の商品所有者によって欲されている――単に欲されているのではなく，自己の所有する商品を，それとの交換において提供する用意のうらづけをもって欲されている――という事態以外にはないことになる。とするならば，そこでは，商品の「他の商品を引きつける性質」は，その商品にとって，外から，他の商品の所有者によって――それとの交換において提供する用意のあ

注（8） これも宇野的に表現すれば，「形態」の「実体」に対する本来的な外在性こそが，「実体」が再びそうした「形態」をぬぎすてうることの根拠をなすのである。

（9） 宇野〔2〕p. 47.

(10) ibid., p. 47.

(11) 山口〔7〕p. 27.

(12) こうした把握が，本来，なりたたないものであることは，拙稿〔8〕p. 105～109参照。

る商品を「引きつける」性質として――与えられると考えるしかないのである。それは，少なくとも，論理の出発点においては，商品の内属性として把えることはできないのである。

もちろん，ここで，以上のようにいうとき，以下のような方法の可能性が残されていることに注目しなければならないであろう。

すなわち，山口氏がそうしているように，「価値」を商品の「他の商品を引きつける性質」と定義した上で，商品所有者たちが，「ちょうど物に重さが内在していると観念しているのと同じように，商品はそれ自体で価値という属性を持っているかのように認識し，表現し，行動する」[13]ことに着目する方法である。

山口氏は，それを次のように展開する。

「商品所有者は自分が所有している剰余物と交換に，ある使用価値を欲しいと思っているという意志を表示しなければならない。このことをある商品の価値を表現するという。この価値表現は，交換したいと思っている他の商品の使用価値をその量と一緒に示すことによって行なわれ，この他の商品の使用価値のことを価値の形態と呼ぶ。ある商品の価値性格は他の商品との関係で与えられるのであるが，ここでは内在的な価値が他の商品の使用価値という形態で外化して表現されるという捉え方をして，価値に対する価値形態というのである。これは商品所有者の観念をそのまま述べたものである。価値形態論では，このような観念にもとづく商品所有者の行動の観察を通して，彼らの多様な価値表現行動の中に，ある特殊な商品による特殊な価値表現の分化・発生の必然性がひそんでいることが示される。こうして，ある商品を貨幣として特殊化し，もっぱらそれと交換しようとする行動の発生を示し，それが特殊な使用価値による交換の制約の解除行動であるという意味をもつものであることを明らかにするのである。」[14]（傍点は引用者）。

そこでは，商品の「他の商品を引きつける性質」として定義される「価値」は，「商品経済的な個別主体がその商品経済的行動を通してとり結ぶ関係の形成力を商品の内属性として概念化したもの」[15]とされるのであり，そのことによって，「価値形態論」の純化において，「実体論」の展開に先立つ「実体」の暗黙の前提におちいることをまぬかれるのである。すなわち，「労働と価値と価格の三者の関連について，前二者をともに基準量として一体的に理解するのが一般的であるといってよいが，それにたいして……むしろ価値を形相的な概念として捉え直し，後二者を一体的に理解すべきなのではないか……いいかえれば，価値を流通関係の概念として，つまり個別流通主体の行動が形成する関係の概念として理解したいということである。」[16]

それは，いわば，「価値形態論」を，商品の内属性としての「他の商品を引きつける性質」の外

注 (13) 山口〔6〕p. 15.
(14) ibid., p. 17.
(15) 山口〔7〕p. 31.
(16) ibid., p. 26.

化の論理と把える枠組を維持しながら，その純化の意味を確保する方法だったのである。

しかしながら，ここで，論理の出発点において，商品の「他の商品を引きつける性質」を，その内属性として規定することは，論理の展開そのものによって論証されるべきものを最初から前提することになっていることをまぬかれえないであろう。山口氏においては，商品の内属性としての「他の商品を引きつける性質」が，商品所有者の観念によるものとして論理の出発点に前提され，論理の展開そのものが，そうした観念――観念は観念であるが，それによって商品所有者の行動が規定されるものとして，いわば社会的実在と化した観念――の生成を改めて論証していくのである[17]が，そうした，最初に前提したものを改めて論証するという方法が正当化されるためには，論理の展開自身がそうした方法を要請する必然性が明らかにされなければならないであろう。しかしながら，ここでそのような必然性を見い出すことは困難である。「簡単な価値形態」から「拡大された価値形態」「一般的価値形態」を経て貨幣形態に至る論理の展開において，商品の内属性としての「他の商品を引きつける性質」が前提される必然性は――後に具体的に示すように――見い出せないのである。

むしろ，商品の「他の商品を引きつける性質」は，その内属性なのではなく，商品にとって，他の商品の所有者によって，外から与えられるものであることを明示することを出発点に，それが，その内属性として観念されるに至る過程を追跡する論理が，「価値形態論」なのではないであろうか。

（3）

リンネルの所有者が，自己の所有するリンネル10ヤールと交換に，茶5ポンドを手に入れたいと考えている状態を，

リンネル10ヤール――茶5ポンド

という式で示せば，その式は，「リンネルの所有者が，自己の所有するリンネルの内属性としての他の商品を引きつける性質を，茶という他人の所有する商品の現物姿態で表現している」という，リンネルの所有者の観念の叙述としてではなく，また，「リンネルの所有者は，自己の所有する商品の，他の商品を引きつける性質の表現においては能動的であるが，その実現においては受動的であり，茶の所有者は，自己の所有する商品の，他の商品を引きつける性質の表現においては受動的であるが，その実現においては能動的である」という，観念と行為の二元化された叙述としてでもなく，端的に，「リンネルの所有者は，他人の所有する茶に対して，外から，他の商品すなわちリンネルを引きつける性質を与え，その茶のリンネルを引きつける力の大いさを，5ポンドの茶に対

注（17）山口〔6〕p. 17～31 参照。

する10ヤールのリンネルという，自己の所有する商品の現物姿態で示してやっている」という，リンネルの所有者の行為の叙述としてよみとられなければならない。「価値形態論」とは，その出発点においては，観念の叙述，あるいは，観念と行為の二元化された叙述なのではなく，行為の叙述なのである。すなわち，そこでは，リンネルの所有者が，茶に対して，外から与えるリンネルとの「直接的交換可能性」[18]こそが，端的に，商品の「他の商品を引きつける性質」であると把握されなければならないのである。

そうした方法によって，はじめて，「簡単な価値形態」から「拡大された価値形態」「一般的価値形態」を経て，貨幣形態に至る論理の展開の動力が，商品所有者が，それぞれに他人の所有する商品を欲する関係のみにあることが明示され，そのことによって，商品の，社会の労働=生産過程に対する本来的な外在性もまた，明確化されるのである。「価値形態論」の純化とは，商品の「他の商品を引きつける性質」を，その内属性として前提することをやめ，商品所有者の他人の所有する商品を求める行為を，そうした内属性の外化の過程として把えることをやめることなのである。

ここで，商品の内属性として把えられた「他の商品を引きつける性質」をではなく，商品にとって，他の商品の所有者によって，外から与えられるものとしての「他の商品を引きつける性質」，すなわち直接的交換可能性を論理の出発点におくなら，そうした存在にもっともふさわしい名称は——「価値」ではなく——「交換価値」であろう。いわゆる「価値形態論」は，「価値の必然的な表現様式または現象形態」[19]としての交換価値をではなく，商品にとって，他の商品の所有者によって，外から与えられる直接的交換可能性としての交換価値を論じるものなのである。

しかしながら，以下では，前述のように，命名の錯綜による議論の混乱をさけるため，商品の，「他の商品を引きつける性質」を交換価値とよびかえることはせず，直接的交換可能性とよびつづけることにする。「価値形態論」，「簡単な価値形態」，「拡大された価値形態」，「一般的価値形態」という用語は，カッコをつけてそのまま用いることにする。貨幣形態にカッコがいらないことは自明であろう。

(二) いわゆる「価値形態論」

(a) いわゆる「簡単な価値形態」

いわゆる「簡単な価値形態」は，次のように示される。[20]

リンネル10ヤール——茶5ポンド

注 (18) Marx〔1〕S. 70, p. 75.
(19) ibid., S. 53, p. 52.

この式は，「リンネルの所有者が，自己の所有するリンネル10ヤールと交換に，茶5ポンドを手に入れたいと考えている」状態を示している。

そして，その状態は，「リンネルの所有者が，他人の所有する茶に対して，外から，リンネルとの直接的交換可能性を与え，そうした茶のリンネルとの直接的交換可能性の大いさを，自己の欲する5ポンドの茶に対する10ヤールのリンネルという，自己の所有する商品の現物姿態によって示してやっている」という行為，リンネルの所有者による茶の所有者に対する告知の行為としてよみとられる。

しかしながら，ここで，リンネルの所有者が，茶に対して，リンネルとの直接的交換可能性を与えていることは，茶の所有者が，リンネルに対して，茶との直接的交換可能性を与えることを保証するものではない。リンネルの所有者が，茶をその有用性――飲むことができるという――のゆえに，直接的欲求の対象としたからといって，茶の所有者が，リンネルをその有用性――衣服の材料にすることができるという――のゆえに，直接的欲求の対象とする保証は何もないからである。(21)

商品の交換は，その双方の所有者が，相互に，相手の所有する商品に対して，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与えあわなければ実現されないのであるが，そうしたことがリンネルの所有者と茶の所有者の間におきる保証は何もない以上，冒頭の式は，リンネルの所有者が，茶に対して，外から，リンネルとの直接的交換可能性を，一方的に，与える行為の表現にとどまるのである。

しかし，リンネルの所有者は，茶のみを直接的欲求の対象としているのではない。また，そうしたことは，リンネルの所有者にのみみられることでもない。こうして，いわゆる「拡大された価値形態」が展開される。

（b） いわゆる「拡大された価値形態」

いわゆる「拡大された価値形態」は，次のように示される。(22)

リンネル10ヤール――茶5ポンド

注（20） リンネルと茶をつなぐ記号として，宇野，鈴木は「等号」を用いる。問題をリンネルの所有者によるいわゆる「価値表現」としてとらえれば「等号」を用いてはならないことを明らかにし「矢印」を用いたのが日高氏であり，大内，山口両氏もそれに従う。ここでは「矢印」ではなく，ただの「線」を用いたが，その含意はこれまでの展開から明らかであろう。

（21） ここで，「茶の所有者が，リンネルをその有用性のゆえに直接的欲求の対象とし，リンネルに対して，外から，茶との直接的交換可能性を与えたとしても，リンネルの所有者の提示した，リンネル10ヤール――茶5ポンドとは違う交換比率を提示するかもしれない」といいそえることもできるのであるが，相互の提示する交換比率が異なったときどうなるのかということが，いわゆる「価値形態論」では説けない以上，そうしたいいそえにあまり大きな意味はない。

（22） 数値例は山口氏によった。以降も同じ。ただし，表示方法を若干変え，また，金を牛に変えた。なお，複数の商品所有者の存在を式によって明示するのは，大内，山口両氏である。

リンネル12ヤール——コーヒー5ポンド

リンネル20ヤール——上着1着

リンネル30ヤール——鉄½トン

リンネルXヤール——A商品Y量

上着1着　——茶8ポンド

上着2着　——リンネル50ヤール

上着3着　——小麦5クォーター

上着Y着　——B商品Z量

鉄½トン　——茶20ポンド

鉄1トン　——小麦6クォーター

鉄2トン　——牛3頭

鉄Zトン　——C商品S量

塩50キログラム　——茶5ポンド

塩80キログラム　——上着1着

塩100キログラム　——牛1頭

塩Sキログラム　——D商品P量

コーヒー4ポンド　——リンネル10ヤール

コーヒー5ポンド　——上着1着

コーヒー15ポンド　——鉄½トン

コーヒーRポンド　——E商品Q量

⋮　⋮

石炭2トン　——コーヒー10ポンド

石炭3トン　——塩250キログラム

石炭5トン　——牛2頭

石炭Pトン　——F商品R量

リンネルの所有者は，茶，コーヒー，上着，鉄，A商品をその有用性のゆえに，直接的欲求の対

象とし，それらに対して，外から，リンネルとの直接的交換可能性を与えているのであり，それらの直接的交換可能性の大いさを，自己の欲する5ポンドの茶に対する10ヤールのリンネル等々として，自己の所有する商品の現物姿態によって示してやっているのである。すなわち，そこでは，リンネルの所有者の欲する茶，コーヒー，上着，鉄――鉄½トンという意味が，上着½着という意味と全く違うことに注意――，A商品の一定量に対して，自己の所有するリンネルの特定量を，その直接的交換可能性の大いさを示すものとして，提示しているのである。そして，その点は，上着，鉄，等々の所有者においても同様である。

こうして，式の右辺の総和は，商品所有者全体の，各商品に対する直接的欲求――単なる欲求ではなく，自己の所有する商品を交換に提供する用意にうらづけられた欲求――の各商品ごとの算術的総計を，式の左辺の総和は，商品所有者全体の，自己の直接的欲求の充足の代償として交換に提供されうる各商品の，各商品ごとの算術的総計を示しているのである。(23)

ところで，ここで，リンネルの所有者のみに着目すると，自己の直接的欲求の対象が茶のみに限られず，コーヒー，上着，鉄，A商品をも含むことが明示されるなら，リンネルを彼の直接的欲求の対象である何物かと交換すること自身は比較的困難が小さいことが明らかになる。そこで必要なことは，彼の直接的欲求の対象である何物かを所有し，かつリンネルを直接的欲求の対象として，リンネルに対して，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与えてくれる商品の所有者を見い出すことだからである。だが，リンネルの所有者にとって，彼の直接的欲求の全てを充足することは極めて困難である。なぜならば，彼は，リンネルを直接的欲求の対象とし，リンネルに対して，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与えてくれる茶の所有者，コーヒーの所有者，等々の全てを見い出さなければならないからである。こうして，商品の現物姿態の特殊性による交換の制約は，全く明らかなものとなるのである。

しかしながら，ここで，リンネルの所有者のみでなく，上着，鉄，等々の所有者も同じ状態にあることを，明示的に注目に入れると，事態は新たな展開をみせる。

リンネルの所有者は，茶，コーヒー，上着，鉄，A商品に対する直接的欲求のゆえに，それらに対して，外から，リンネルとの直接的交換可能性を与えているのであるが，上着，鉄，等々の所有者も同様の行為をなすと，その中に，比較的多くの商品所有者によって共通して直接的欲求の対象とされ，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与えられた商品が生み出されてくる。ここでの例でいえば茶がそれにあたる。

そのような関係のもとでは，コーヒーの所有者にとっては，茶は自己の直接的欲求のゆえには有用ではなくとも，もし茶を手に入れるならば，自己の直接的欲求のゆえに有用であるリンネル，上

注（23） ここで，右辺の総和と左辺の総和が一致する必然性のないことをいいそえておこう。その一致の問題は，いわゆる「価値形態論」を越えた問題である。

着，鉄を手に入れることが可能となるゆえに――なぜならば，それらの所有者は，自己の直接的欲求のゆえに，茶に対して，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与えているから――有用なものとなってくる。茶は，コーヒーの所有者にとって，自己の直接的欲求のゆえにではなく，それが比較的多くの商品所有者によって直接的欲求の対象とされ，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与えられているがゆえに有用なものとして，コーヒーの所有者によっても，外から，自己の所有するコーヒーとの直接的交換可能性を与えられることになるのである。そして，さらに，そのような関係のもとでは，茶は，リンネルの所有者にとっても，自己の直接的欲求の対象としてのみゆえによってではなく，それが比較的多くの商品所有者によって直接的欲求の対象とされ，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与えられているゆえにも有用なものとなり，自己もそのようなものとしての茶に対して，外から，自己の所有するリンネルとの直接的交換可能性を与えることになるのである。リンネルの所有者が茶を手に入れるなら，それを飲むことができるだけでなく，鉄を手に入れることもできる――なぜならば，鉄の所有者は，自己の直接的欲求のゆえに，茶に対して，外から，鉄との直接的交換可能性を与えているから――のである。(24)

こうして，ある商品――ここの例でいえば茶――が商品所有者全体によって，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与えられるなら，いわゆる「一般的価値形態」が展開される。

（c） いわゆる「一般的価値形態」

いわゆる「一般的価値形態」は，次のように示される。

リンネル 150 ヤール	――茶90ポンド
上着20着	――茶210ポンド
鉄10トン	――茶450ポンド
塩1200キログラム	――茶150ポンド
コーヒー 210 ポンド	――茶240ポンド
石炭60トン	――茶3500ポンド
⋮	⋮
N商品n量	――茶Mポンド

ここで，式の右辺の総和は，商品所有者全体の，茶そのものに対する直接的欲求と，他商品に対する直接的欲求にもとづく茶に対する欲求の総計を，式の左辺の総和は，商品所有者全体の，自己

注（24） 二重の意味での有用性に明示的に言及するのは，大内，山口両氏である。本稿では，ある商品をその本来的な有用性――茶を飲むという――のゆえに欲することを直接的欲求とよび，鉄を欲するゆえに茶を欲することと区別する。

の茶に対する欲求の充足の代償として交換に提供されうる各商品の各商品ごとの算術的総計を示しているのである。いわゆる「拡大された価値形態」においては，商品所有者全体の，各商品に対する直接的欲求の，各商品ごとの算術的総計としての社会性が示されていたのに対し，いわゆる「一般的価値形態」においては，それを越えた社会性，すなわち，茶において一元化された社会的欲求が表現されているのである。その両者のあいだには，論理の転換点が存在するのである。(25)

こうして，商品所有者全体が，茶を二重の意味での有用性によって欲求し，茶に対して，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与えれば，自己の所有する商品を茶と交換さえできれば，茶を他の商品と交換することは全く困難をもたないものとなることはいうまでもない。茶は，そのようなものとして一般的な直接的交換可能性をもつのである。そして，茶が，そのようなものとしての一般的な直接的交換可能性をもつもとでは，商品所有者全体が，多かれ少なかれ，そのようなものとしての茶を，少なくとも一時的には，所有する行動をとることになる。(26) そうした行動がとられるなら，コーヒーを自己の直接的欲求の対象とするリンネルの所有者は，リンネルを直接的欲求の対象とし，リンネルに対して，外から，コーヒーとの直接的交換可能性を与えてくれるコーヒーの所有者をではなく，リンネルを直接的欲求の対象とし，リンネルに対して，外から，茶との直接的交換可能性を与えてくれる茶の所有者を見い出せばよいことになるのであるが，それは前者より比較的困難の小さなものとなるのである。そして，それは，リンネルの所有者にとって，上着，鉄，A商品についても同様であり，さらにそうしたことは，上着，鉄，等々の所有者にとっても同様なのである。

こうして，商品の現物姿態の特殊性による交換の制約は，大きく解除されることになるのである。

ところで，ある商品の直接的交換可能性は，他の商品の所有者によって，外から与えられるのであり，そのことは，いわゆる「拡大された価値形態」までは自明であり，「一般的価値形態」においてもまだ見失われないものとして示されるのである。しかしながら，そこでは，ある商品――ここの例でいえば茶――の一般的な直接的交換可能性そのものが，その商品の有用性をなしているのであり，そのような事情は，商品所有者自身によって，事態が全く転倒されて観念される根拠となるのである。こうして，貨幣形態が展開される。

（d） 貨幣形態

貨幣形態は，次のように示される。

注（25） マルクス以来，その移行において「顚倒の論理」（鈴木〔3〕p. 33）が用いられたことも，その転換点の存在を示す不充分な努力だったのであろう。

宇野にも一面において残された，顚倒の論理を明確にしりぞけるのが鈴木である。しかし，その展開がなお「不充分性の指摘」（ibid., p. 33）の論理によるという意味で問題を残すことを示すのが日高氏である。大内，山口両氏にも，顚倒の論理や不充分性の指摘の論理がないことは，その複数の商品所有者の存在の式による明示から自明である。

（26） かなりの期間にわたる茶の所有は，貨幣の蓄蔵機能として積極的に明らかにされる。

リンネル1ヤール——金0.05オンス
上着1着　　——金1オンス
鉄1トン　　——金3オンス
塩1キログラム——金0.01オンス
コーヒー1ポンド——金0.15オンス
石炭1トン　　——金0.4オンス
⋮　　⋮
N商品1単位　——金Xオンス

ここで，商品所有者全体が，金に対して，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与え，そのことによって，金こそが一般的な直接的交換可能性をもつという事態を作り出しているのである。しかしながら，商品所有者自身にとっては，事態は，もはや自らの行為が作り出したものとは観念されない。すなわち貨幣の物神性の生成である。

商品所有者全体は，試行錯誤の過程を通して，その自然的属性が，一般的な直接的交換可能性をもつ商品にもっともふさわしい商品を択び出していくのであり，その結果が具体的には金であったのだが，その過程は，彼らが，金の一般的な直接的交換可能性を，金の内属性であると観念していく過程に等しいのである。(27) ある商品の，他の商品との直接的交換可能性そのものが，その物の有用性になるということは，そうした，他の商品との直接的交換可能性そのものが，その物の他の有用性をもたらす自然的属性とならんで，その物の内属性であるとの観念が形成されていくことを意味するからである。貨幣の生成とは，貨幣の物神性の生成に等しいのである。(28)

注（27） 宇野は，金が貨幣となるにふさわしい自然的属性として，1）質的な一様性，2）使用価値に比してその「価値」が大きいこと，3）耐久性，とともに，「金は，われわれの社会生活にとって，或いはその基礎をなす生産過程にとって，必ずなければならぬというものではない。それは無ければ無くて済む……ともいえる点であるが，これが一般的等価物としての資格に最も重要な要因となっている。」（宇野〔2〕p. 40.）ことを指摘する。鈴木，大内氏，山口氏においても同様である。

日高氏では，最初の三点の指摘はみられるが，金の奢侈品的性格は指摘されない。金が貨幣商品となることを，歴史具体性に属するものとして，論理の展開の中から極力排除しようとするのは，日高氏の特質である。これは，物神性の概念を明確に排除する（次注参照）方法とも関連したものであろう。

しかしながら，金は奢侈品として日常的必要からまぬかれている——金が奢侈品的でない性格ももつことはいうまでもないが，問題はそこにあるのではない——がゆえに，逆に，それに対する欲求は限界をもたないこと，さらには，金は単に奢侈品一般であるだけではなく，燦然と光り輝く自然姿態を有することにおいて，商品経済的富の化身としてもっともふさわしいものであったことは，強調されてよいと思われる。

歴史的には，宇野の皮肉を借りれば，「人類の英知」によって，貨幣は金という自然姿態をぬぎすてていくのであるが，そのことの意味も，原理的には，貨幣が以上のようなものとしての金であることの確認の上で説かれなければならないといえるだろう。

（28） 宇野は物神性を「商品」においてではなく，「生産論」において，「労働＝生産過程」を展開した後，「価値形成＝増殖過程」の中で展開する。しかし，それでは物神性の物神性としてのゆえんは明らかにならないであろう。

鈴木は物神性を説かないし，それを明示するのは日高氏である。大内，山口両氏は「商品」の中でそれを説き，後者の中では，それは，論理展開の基軸的な概念とされる。

金の，他の商品との一般的な直接的交換可能性は，いわゆる「簡単な価値形態」に端緒的に示された，商品所有者が，他人の所有する商品に対して，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与える行為の帰結なのであるが，そのような行為の帰結として，金の，他の商品との一般的な直接的交換可能性が確立されるなら，金はその燦然と光り輝く自然姿態において，生まれながらに交換における全能を有するものと観念される。金は，商品世界に遍在する，商品所有者が，他人の所有する商品に対して，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与える行為の超越的な化身となり，そのようなものとして，それ自身の内属性として交換における全能を有するものとして，観念されるのである。

そして，商品がそのようなものとしての金と関係をとりむすぶとき，商品は，それ自身もが，金の内属性としての直接的交換可能性を，価格，すなわち商品所有者の観念における商品の金への転態において，分有するものと観念される。金の，自己の所有する商品との直接的交換可能性を，自己の所有する商品の現物姿態で示してやる商品所有者の行為そのものが，彼ら自身によって，自己の所有する商品の内属性としての直接的交換可能性を，したがって，自己の所有する商品1単位ずつの直接的交換可能性を，もはや，交換における全能を有することは疑いようのない事実となるところの，金の一定量で表現することと観念されるのである。

価格における，金の内属性としての直接的交換可能性の分有による，商品そのものの内属性としての直接的交換可能性という観念，貨幣の物神性の反射としての商品の物神性の生成である。

しかしながら，商品の物神性は，それが貨幣の物神性の反射であるかぎり，不完全なものでしかありえない。

そこでは，一般商品の他商品との直接的交換可能性は，特殊な商品・貨幣商品としての金の交換における全能によって閉じられるのであり，残された金との直接的交換可能性においても，商品の金への転態は「命がけの飛躍」でありつづけるのである。

商品所有者が自己の所有する商品に価格をつけるとき，商品は観念の中で金に転態しているといっても，価格の設定の根底にあるものが，商品所有者が，金に対して，外から，自己の所有する商品との直接的交換可能性を与える一方的な行為である，という事実を消し去ることはできないのである。リンネルの所有者にとって，リンネルを直接的欲求の対象とし，リンネルに対して，外から，金との直接的交換可能性を与えてくれる金の所有者を見い出すことになお含まれる困難を，自己の観念の中から排除しきることはできないのである。(29)

注（29） こうした関係を示すためには，マルクスがそうするように，宗教的世界に比ゆを借りることが適切であろう。
その売れゆきが順調であるときには，全能の創造主・貨幣の似すがたであることをうぬぼれている商品は，一たび，その売れゆきが順調でなくなるときには，自らを罪ぶかい被造物として確認せざるをえなくなる。そのとき，価格は，彼らの歌うキリエとなるのだ。

(三) 小　括

商品経済的富の化身としての貨幣は，さらに，「増殖目的のために貨幣の姿態をいったん捨て，再び貨幣の姿態に復帰する運動体となった一般的富[30]」すなわち「貨幣の循環運動体[31]」としての資本を生み出していく。そうした資本の運動が，労働力の商品化を決定的な契機として，社会の労働=生産過程を全面的に包摂するとき，資本制社会が確立されることはいうまでもない。

そこでは，社会の労働=生産過程の成果のみが商品化されるのではない。労働=生産過程の主体としての人間の力能である労働力そのもの，労働=生産過程の究極的客体としての土地=自然そのものが商品化される——そうした商品化によって，資本制社会は資本制社会たりえる——のである。

資本制社会とは，労働力，土地という，本来，労働=生産過程の成果ではない，労働=生産過程の主体的・客体的要因そのものの商品化によって，そのようなものとして存立することになるのである。いわゆる「価値形態論」とは，そうした，ついには社会のあらゆる領域を包摂するに至る商品，さらには，そうした商品世界に，交換における全能を有するものとして君臨する貨幣の，社会の労働=生産過程，あるいは社会そのものに対する本来的な外在性を——前述のように，たとえ明示的にではないにせよ——示す論理なのである。

しかしながら，そこで，商品・貨幣の外在性を外在性として確認する努力は，従来，なお充分にはなされていなかったように思われる。本稿は，そのような点について，極めて簡単な考察を行なったにとどまるのである。

＜引用文献＞

〔1〕 K.Marx, Das Kapital, I, Werke, Bd. 23, Dietz Verlag, 1962, 邦訳マルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』，大月書店，1968年，第1分冊。
〔2〕 宇野弘蔵，『経済原論』，岩波書店，1977年版（初版1950年）。
〔3〕 鈴木鴻一郎編，『経済学原理論』（上），東京大学出版会，1960年。
〔4〕 日高普，『経済原論』，有斐閣，1983年版（初版1964年）。
〔5〕 大内力，『経済原論』（上），東京大学出版会，1981年。
〔6〕 山口重克，『経済原論講義』，東京大学出版会，1985年。
〔7〕 ————，「価値の概念と社会的必要労働」，『経済学論集』52巻3号所収，1986年。
〔8〕 寺出道雄，「価値実体論についての一考察」，『三田学会雑誌』79巻4号所収，1986年。

（経済学部助教授）

注 (30) 山口〔6〕p. 54.
(31) ibid., p. 54.